

令和3年3月8日

刑事局第三課裁判実績調査係

公職選挙法違反事件の統計報告について

平成6年10月27日付け最高裁判三第345号刑事局長通達「公職選挙法違反事件の統計報告について」に基づく令和2年分の報告を下記のとおり集計しました。

記

1 処理状況

第1表 第一審における処理状況 (平成28年～令和2年) - 地裁・簡裁
第2表 第一審における選挙の種類別処理状況 (平成28年～令和2年) - 地裁・簡裁
[参考グラフ] 通常第一審における処理状況の推移 (平成23年～令和2年) - 地・簡裁総数
第3表の1 通常第一審における地裁管内別処理状況 (令和2年) - 地裁
第3表の2 通常第一審における地裁管内別処理状況 (令和2年) - 簡裁
第3表の3 略式命令請求事件における地裁管内別処理状況 (令和2年) - 簡裁

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第4表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間
(平成28年～令和2年) - 地裁
第4表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間
(平成28年～令和2年) - 地裁・簡裁
第4表の3 略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間
(平成28年～令和2年) - 簡裁

第5表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間
(令和2年) - 地裁

第5表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間
(令和2年) - 地裁

第5表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間
(令和2年) - 簡裁

第6表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間
(平成28年～令和2年累計) - 地裁

第6表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間
(平成28年～令和2年累計) - 地裁・簡裁

第6表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間
(平成28年～令和2年累計) - 簡裁

1 準理状況

第1表 第一審における処理状況

区分 年次	通常												(平成28年～令和2年) 一地裁・簡裁			
	総 数				地 裁				簡 裁							
	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)	新受 人員	既済 人員	未済 人員	既済率 (%)
平成28年	21	17	5	77.3	21	17	5	77.3	-	-	-	-	68	67	1	98.5
29	12	16	1	94.1	12	16	1	94.1	-	-	-	-	39	37	3	92.5
30	7	1	7	12.5	7	1	7	12.5	-	-	-	-	3	6	-	100.0
令和元年	34	32	9	78.0	29	28	8	77.8	5	4	1	80.0	137	132	5	96.4
2	9	11	7	61.1	9	10	7	58.8	-	1	-	100.0	9	12	-	85.7

(注) 1 延べ人員である。

2 この表は、「令和元年における刑事事件の概況」図表119に相当する。

第2表 第一審における選挙の種類別処理状況

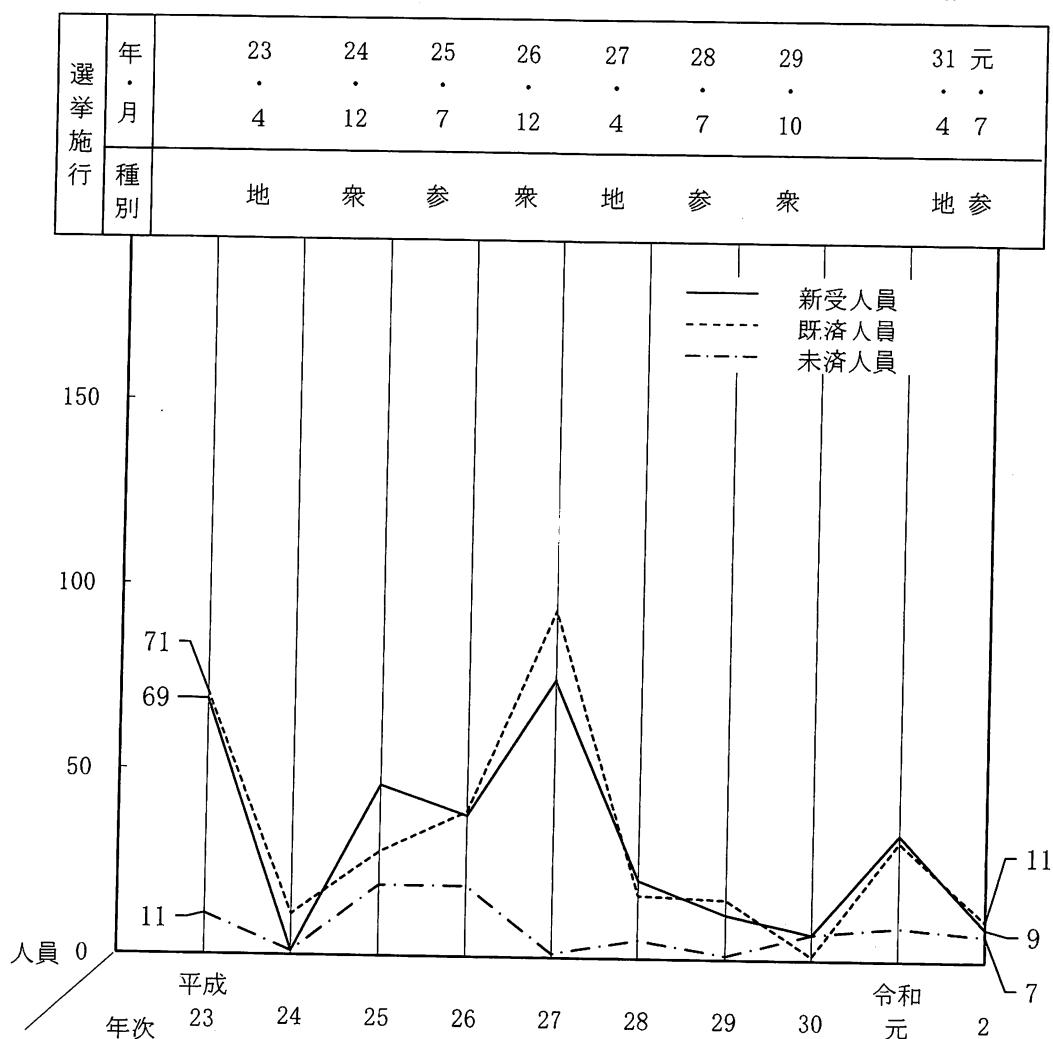
(平成28年～令和2年) - 地裁・簡裁

選挙の種類	年次	通常									略式		
		総数			地裁			簡裁					
		新受人員	既済人員	未済人員									
総数	平成28年	21	17	5	21	17	5	-	-	-	68	67	1
	29	12	16	1	12	16	1	-	-	-	39	37	3
	30	7	1	7	7	1	7	-	-	-	3	6	-
	令和元年	34	32	9	29	28	8	5	4	1	137	132	5
	2	9	11	7	9	10	7	-	1	-	9	12	-
衆議院議員選挙	平成28年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	1	-	1	1	-	1	-	-	-	7	4	3
	30	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4	-
	令和元年	2	2	-	2	2	-	-	-	-	2	1	1
	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	1	-
参議院議員選挙	平成28年	7	6	1	7	6	1	-	-	-	44	44	-
	29	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和元年	1	1	-	1	1	-	-	-	-	34	32	2
	2	5	1	4	5	1	4	-	-	-	2	4	-
その他	平成28年	14	11	4	14	11	4	-	-	-	24	23	1
	29	11	15	-	11	15	-	-	-	-	32	33	-
	30	7	-	7	7	-	7	-	-	-	2	2	-
	令和元年	31	29	9	26	25	8	5	4	1	101	99	2
	2	2	8	3	2	7	3	-	1	-	7	7	-

(注) 延べ人員である。

[参考グラフ] 通常第一審における処理状況の推移

(平成23年～令和2年) 地・簡裁総数



(注) 1 延べ人員である。

2 「衆」とは衆議院議員総選挙を、「参」とは参議院議員通常選挙を、「地」とは統一地方選挙をいう。

3 この図は、「令和元年における刑事事件の概況」図表121に相当する。

第3表の1 通常第一審における地裁管内別処理状況

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち 有罪実人員	未済人員	(令和2年) - 地裁
	総数	8	9	10		7
東京	-	3	-	-	-	3
横浜	-	-	-	-	-	-
さいたま	-	-	-	-	-	-
千葉	-	1	-	-	-	1
水戸	-	-	-	-	-	-
宇都宮	-	-	-	-	-	-
前橋	-	-	-	-	-	-
静岡	1	-	-	1	1	-
甲府	-	-	-	-	-	-
長野	-	-	-	-	-	-
新潟	-	-	-	-	-	-
大阪	-	1	-	-	-	-
京都	-	-	-	-	-	1
神戸	-	-	-	-	-	-
奈良	-	-	-	-	-	-
大津	1	-	-	-	-	-
和歌山	-	-	-	-	-	1
名古屋	-	-	-	-	-	-
津	-	-	-	-	-	-
岐阜	-	-	-	-	-	-
福井	1	-	-	1	1	-
金沢	-	-	-	-	-	-
富山	-	-	-	-	-	-
広島	-	2	1	-	1	1
山口	-	-	-	-	-	-
岡山	-	-	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-	-	-
松江	-	-	-	-	-	-
福岡	-	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-	-
長崎	-	2	2	2	2	-
大分	-	-	-	-	-	-
熊本	-	-	-	-	-	-
鹿児島	-	-	-	-	-	-
宮崎	-	-	-	-	-	-
那覇	-	-	-	-	-	-
仙台	-	-	-	-	-	-
福島	-	-	-	-	-	-
山形	-	-	-	-	-	-
盛岡	1	-	-	1	1	-
秋田	-	-	-	-	-	-
青森	-	-	-	-	-	-
札幌	4	-	-	4	4	-
函館	-	-	-	-	-	-
旭川	-	-	-	-	-	-
釧路	-	-	-	-	-	-
高松	-	-	-	-	-	-
徳島	-	-	-	-	-	-
高知	-	-	-	-	-	-
松山	-	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の2 通常第一審における地裁管内別処理状況

(令和2年) - 簡裁

区分 管内	旧 受 人 員	新 受 人 員	既 濟 人 員	うち 有 罪 実 人 員	未 濟 人 員
	総 数	1	-	1	
東京	-	-	-	-	-
横浜	-	-	-	-	-
さいたま	-	-	-	-	-
千葉	-	-	-	-	-
水戸	-	-	-	-	-
宇都宮	-	-	-	-	-
前橋	-	-	-	-	-
静岡	-	-	-	-	-
甲府	-	-	-	-	-
長野	-	-	-	-	-
新潟	-	-	-	-	-
大阪	1	-	1	-	-
京都	-	-	-	-	-
神戸	-	-	-	-	-
奈良	-	-	-	-	-
大津	-	-	-	-	-
和歌山	-	-	-	-	-
名古屋	-	-	-	-	-
津	-	-	-	-	-
岐阜	-	-	-	-	-
福井	-	-	-	-	-
金沢	-	-	-	-	-
富山	-	-	-	-	-
広島	-	-	-	-	-
山口	-	-	-	-	-
岡山	-	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-	-
松江	-	-	-	-	-
福岡	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-
長崎	-	-	-	-	-
大分	-	-	-	-	-
熊本	-	-	-	-	-
鹿児島	-	-	-	-	-
宮崎	-	-	-	-	-
那覇	-	-	-	-	-
仙台	-	-	-	-	-
福島	-	-	-	-	-
山形	-	-	-	-	-
盛岡	-	-	-	-	-
秋田	-	-	-	-	-
青森	-	-	-	-	-
札幌	-	-	-	-	-
函館	-	-	-	-	-
旭川	-	-	-	-	-
釧路	-	-	-	-	-
高松	-	-	-	-	-
徳島	-	-	-	-	-
高知	-	-	-	-	-
松山	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

第3表の3 略式命令請求事件における地裁管内別処理状況

(令和2年)一簡裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち 有罪 実人員	未済人員	
	総 数	5	9	12	12	2
東京	-	3	3	3	-	-
横浜	-	-	-	-	-	-
さいたま	-	-	-	-	-	-
千葉	-	-	-	-	-	-
水戸	-	-	-	-	-	-
宇都宮	-	-	-	-	-	-
前橋	-	-	-	-	-	-
静岡	-	-	-	-	-	-
甲府	-	-	-	-	-	-
長野	-	-	-	-	-	-
新潟	-	-	-	-	-	-
大阪	-	-	-	-	-	-
京都	-	-	-	-	-	-
神戸	-	-	-	-	-	-
奈良	-	-	-	-	-	-
大津	-	-	-	-	-	-
和歌山	-	-	-	-	-	-
名古屋	-	-	-	-	-	-
津	-	-	-	-	-	-
岐阜	-	-	-	-	-	-
福井	-	-	-	-	-	-
金沢	-	-	-	-	-	-
富山	-	-	-	-	-	-
広島	-	-	-	-	-	-
山口	-	-	-	-	-	-
岡山	-	-	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-	-	-
松江	-	-	-	-	-	-
福岡	-	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-	-
長崎	-	1	1	1	-	-
大分	-	-	-	-	-	-
熊本	-	-	-	-	-	-
鹿児島	-	-	-	-	-	-
宮崎	-	-	-	-	-	-
那覇	-	-	-	-	-	-
仙台	-	-	-	-	-	-
福島	-	2	2	2	-	-
山形	-	-	-	-	-	-
盛岡	4	2	4	4	-	-
秋田	1	-	1	1	-	-
青森	-	-	-	-	-	-
札幌	-	-	-	-	-	-
函館	-	-	-	-	-	-
旭川	-	1	1	1	-	-
釧路	-	-	-	-	-	-
高松	-	-	-	-	-	-
徳島	-	-	-	-	-	-
高知	-	-	-	-	-	-
松山	-	-	-	-	-	-

(注) 延べ人員である。

2 有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第4表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間

区分 年次	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止期間										（平成28年～令和2年）一地裁 不停止	
			うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5年超過		5年以下		4年以下		3年以下			
			うち 10年		うち 10年	うち 全部執行 猶予								
平成28年	14 (92.9) 13	(100.0) 14	(92.9) 13	(7.1) 1	-	-	(64.3) 9	(57.1) 8	(7.1) 1	(7.1) 1	(21.4) 3	(21.4) 3	(7.1) 1	(7.1) 1
29	9 (100.0) 9	(100.0) 9	(100.0) 9	-	-	-	(88.9) 8	(88.9) 8	-	-	-	-	(11.1) 1	(11.1) 1
30	1 (100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-
令和元年	21 (100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	-	-	-	(71.4) 15	(71.4) 15	(9.5) 2	(9.5) 2	(19.0) 4	(19.0) 4	-	-
2	8 (100.0) 8	(100.0) 8	(100.0) 8	-	-	-	(100.0) 8	(100.0) 8	-	-	-	-	-	-
5年間 累計	53 (98.1) 52	(100.0) 53	(98.1) 52	(1.9) 1	-	-	(75.5) 40	(73.6) 39	(5.7) 3	(5.7) 3	(15.1) 8	(15.1) 8	(3.8) 2	(3.8) 2

（注）1 実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間

裁判所	区分 年次	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止期間										不 停 止						
				うち 252条4項 による 短縮人員		うち 252条3項 適用人員	5年超過		5年以下		4年以下		3年以下							
				うち 10年	うち 10年		うち 全部執行 猶予													
地 裁	平成28年	3	-	(100.0)	3	-	(33.3)	1	-	-	(33.3)	1	-	(33.3)	1	-	-	-	-	
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	令和元年	5	-	(100.0)	5	-	(40.0)	2	-	-	(60.0)	3	-	(20.0)	1	-	(20.0)	1	-	
	2	2	-	(50.0)	1	-	(50.0)	1	-	-	-	-	-	(50.0)	1	-	-	(50.0)	1	
簡 裁	平成28年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和元年	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5年間 累計		11	-	(90.9)	10	-	(45.5)	5	-	-	(36.4)	4	-	(27.3)	3	-	(27.3)	3	-	(9.1)

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第4表の3 略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間

区分 年次	有罪人員	公民権停止人員	公民権停止期間										不 停 止	
			うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員	うち 252条3項 適用人員	5年超過	5年以下	4年以下	3年以下	2年以下	うち 全部執行 猶予		
							うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予		
平成28年	66	-	(97.0) 64	-	(9.1) 6	-	-	(77.3) 51	-	-	(19.7) 13	-	-	(3.0) 2
29	37	-	(100.0) 37	-	(5.4) 2	-	-	(89.2) 33	-	(2.7) 1	(8.1) 3	-	-	-
30	6	-	(83.3) 5	-	(50.0) 3	-	-	(33.3) 2	-	(16.7) 1	(33.3) 2	-	-	(16.7) 1
令和元年	132	-	(90.9) 120	-	(7.6) 10	-	-	(82.6) 109	-	(1.5) 2	(6.1) 8	-	(0.8) 1	(9.1) 12
2	12	-	(100.0) 12	-	(8.3) 1	-	-	(91.7) 11	-	-	(8.3) 1	-	-	-
5年間 累計	253	-	(94.1) 238	-	(8.7) 22	-	-	(81.4) 206	-	(1.6) 4	(10.7) 27	-	(0.4) 1	(5.9) 15

- (注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。
 2 () 内は、有罪人員に対する%である。
 3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員 うち 252条3項 適用人員	公民権停止期間								不停止	
				5年超過		5年以下		4年以下		3年以下			
うち 10年	うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予		
総数	8	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-
買収及び利害誘導罪(221条)	7	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-
選挙の自由妨害罪(225条)	1	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第5表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員 うち 252条3項 適用人員	公民権停止期間							不 ¹ 停止	
				5年超過		5年以下		4年以下		3年以下		
				うち 10年	うち 全部執行 猶予							
総数	2	-	(50.0)	1	-	(50.0)	1	-	-	-	(50.0)	(50.0)
選挙の自由妨害罪(225条)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	(100.0)
詐偽投票及び投票偽造、増減罪(237条)	1	-	(100.0)	1	-	(100.0)	1	-	-	-	1	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

3 () 内は、各有罪人員に対する%である。

第5表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員 うち 252条3項 適用人員	公民権停止期間						不 ¹ 停止		
				5年超過		5年以下		4年以下		3年以下		
				うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	
総数	12	-	(100.0) 12	(8.3) 1	-	-	-	(91.7) 11	-	-	(8.3) 1	-
買収及び利害誘導罪(221条)	3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-
選挙の自由妨害罪(225条)	4	-	(100.0) 4	(25.0) 1	-	-	-	(75.0) 3	-	-	(25.0) 1	-
詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)	3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-
選挙運動に関する各種制限違反 その1(243条)	2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の1 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

違反態様	区分	有罪人員	公民権停止期間										不停止					
			公民権停止人員		うち うち 252条4項 による 短縮人員		うち うち 252条3項 適用人員		5年超過		5年以下		4年以下		3年以下			
			うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 10年	うち 10年	うち 全部執行 猶予							
総数			(98.1)	(100.0)	(98.1)	(1.9)	1	-	-	-	(75.5)	(73.6)	(5.7)	(5.7)	(15.1)	(15.1)	(3.8)	(3.8)
		53	52	53	52		1	-			40	39	3	3	8	8	2	2
買収及び利害誘導罪(221条)	41	(100.0) 41	(100.0) 41	(100.0) 41	(2.4) 1		-	-		(85.4) 35	(85.4) 35	(2.4) 1	(2.4) 1	(9.8) 4	(9.8) 4	(2.4) 1	(2.4) 1	
選挙の自由妨害罪(225条)	3	(66.7) 2	(100.0) 3	(66.7) 2		-		-		(66.7) 2	(33.3) 1					(33.3) 1	(33.3) 1	
詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)	3	(100.0) 3	(100.0) 3	(100.0) 3		-		-		(100.0) 3	(100.0) 3							
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1		-		-			(100.0) 1	(100.0) 1						
寄附の制限違反(248条, 249条, 249条の2~249条の4)	5	(100.0) 5	(100.0) 5	(100.0) 5		-		-			(20.0) 1	(20.0) 1	(80.0) 4	(80.0) 4				

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の2 通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

裁判所	区分 違反態様	有罪人員 うち 全部執行 猶予	公民権停止人員 うち 全部執行 猶予	うち 252条4項 による 短縮人員 うち 252条3項 適用人員	公民権停止期間							不停止		
					5年超過		5年以下		4年以下		3年以下			
					うち 10年	うち 10年	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予	うち 全部執行 猶予		
	地・簡裁総数	11	-	(90.9)	(45.5)	5	-	-	4	-	(36.4)	(27.3)	(27.3)	(9.1)
地 裁	地裁総数	10	-	(90.0)	(40.0)	4	-	-	4	-	(40.0)	(30.0)	(20.0)	(10.0)
	買収及び利害誘導罪(221条)	4	-	(100.0)	(25.0)	1	-	-	2	-	(50.0)	(25.0)	(25.0)	1
	選挙の自由妨害罪(225条)	4	-	(75.0)	(25.0)	1	-	-	2	-	(50.0)	(25.0)	(25.0)	1
	虚偽事項の公表罪(235条)	1	-	(100.0)	(100.0)	1	-	-	2	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	1
	詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)	1	-	(100.0)	(100.0)	1	-	-	1	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-
簡 裁	簡裁総数	1	-	(100.0)	(100.0)	1	-	-	1	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-
	選挙の自由妨害罪(225条)	1	-	(100.0)	(100.0)	1	-	-	1	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第6表の3 略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

違反態様	区分	有罪人員	公民権停止人員										公民権停止期間						不 ¹ 停止
			うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員			うち252条3項適用人員	5年超過		5年以下		4年以下		3年以下		2年以下			
				うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員		うち10年	うち全部執行猶予	うち10年	うち全部執行猶予	うち10年	うち全部執行猶予	うち10年	うち全部執行猶予	うち10年			
総数		253	-	(94.1) 238	-	(8.7) 22	-	-	-	(81.4) 206	-	(1.6) 4	-	(10.7) 27	-	(0.4) 1	-	(5.9) 15	
買収及び利害誘導罪(221条)		93	-	(96.8) 90	-	(5.4) 5	-	-	-	(90.3) 84	-	(1.1) 1	-	(5.4) 5	-	-	-	(3.2) 3	
選挙の自由妨害罪(225条)		52	-	(86.5) 45	-	(11.5) 6	-	-	-	(63.5) 33	-	(1.9) 1	-	(21.2) 11	-	-	-	(13.5) 7	
投票干渉罪(228条)		7	-	(100.0) 7	-	-	-	-	-	(85.7) 6	-	-	-	(14.3) 1	-	-	-	-	
詐偽投票及び投票偽造, 増減罪(237条)		39	-	(97.4) 38	-	(17.9) 7	-	-	-	(79.5) 31	-	(5.1) 2	-	(10.3) 4	-	(2.6) 1	-	(2.6) 1	
代理投票における記載義務違反(237条の2)		1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)		3	-	(66.7) 2	-	-	-	-	-	(66.7) 2	-	-	-	-	-	-	-	(33.3) 1	
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)		4	-	(100.0) 4	-	-	-	-	-	(100.0) 4	-	-	-	-	-	-	-	-	
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反(239条の2第2項)		2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定公務員等の選挙運動の禁止違反(241条2号)		7	-	(85.7) 6	-	(14.3) 1	-	-	-	(85.7) 6	-	-	-	-	-	-	-	(14.3) 1	
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)		39	-	(97.4) 38	-	(5.1) 2	-	-	-	(87.2) 34	-	-	-	(10.3) 4	-	-	-	(2.6) 1	
選挙運動に関する各種制限違反その2(244条)		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2~249条の4)		5	-	(100.0) 5	-	(20.0) 1	-	-	-	(80.0) 4	-	-	-	(20.0) 1	-	-	-	-	

(注) 1 当刑事局への個別報告による実人員である。

2 () 内は、各有罪人員に対する%である。

3 一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。